

生徒心得

関ヶ原町立関ヶ原中学校

この生徒心得は、生徒のみなさんが、安心・安全で望ましい中学校生活を送ることができることを願い、中学校生活に関わる基準を示したものです。生徒のみなさんは、ここに書かれてある内容をよく理解し、毎日の学習や生活に生かしていきましょう。

1 学校生活

(1) 身分証明書（関ヶ原中学校の生徒であることを校長先生が証明するもの）

- 学校に持ってくる。（通学かばんの内ポケットに入れておくとい）
- J R の学生割引を使うときには、学校の事務職員に身分証明書を提示して書類をもらい、J R の窓口に提示する。
- 紛失・破損した場合は、学級担任に再発行を申請する。

(2) 登校時刻、登校後の動き

- 8時までに登校し、8時5分までに片付け、着席を完了し、朝の会の準備をする。
(生徒昇降口をバスが到着する7時50分に開ける。)
- 特別な理由で登校後に校外に出る場合（通院など）は、1時間目が始まる前までに理由や時間帯を担任に伝えて、許可を得る。

(3) 届出

- 遅刻・早退及び欠課・見学が事前に分かっている場合は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、担任に申し出た後、教科担当の先生に届出る。
→（欠課・遅刻・早退・忌引届出用紙）
- 欠席が事前に分かっている時は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、担任に届ける。急な場合は、始業前に学校へ連絡する。

(ア) 欠席・遅刻する場合

- 学校にその旨を保護者にメール送信、又は電話連絡してもらう。
- 忌引き： 一親等（父母）…7日以内
二親等（祖父母、兄弟姉妹）…3日以内
三親等（曾祖父母、伯叔父母）…1日以内
- 以下の場合は、出席停止とする。
 - ・法定伝染病と医師が診断し、校長が出席停止として認めた期間。

(イ) 欠課・見学する場合

- 『所定の届出用紙』に体調不良等の必要事項を記入し、担任に届ける。
- 体育を見学する場合は、担任に届け出た上で、体育の教科担任にも申し出る。

(ウ)早退する場合

- 担任、または学年主任に必ず申し出た上で、早退する。やむを得ず、一人で帰宅することになった場合は、無事帰宅したことを学校に電話連絡（43-0054）する。

(エ)その他

- 病気等で授業中に通院する場合は、保護者からその旨を学校に連絡してもらう。

(4) 学習

(ア)授業

- 自分や仲間の学習する権利を守るように努める。また、開始時刻までに次の授業の準備を整える。
- ノート、辞書等は、教科担任の先生の指示を聞いてから購入する。
- 学習用具を忘れないようにする。忘れ物をしてしまった場合には、教科担任に授業が始まる前までに申し出て、どのように対処するか相談する。

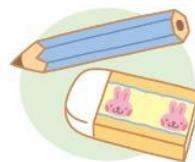
(イ)家庭学習

- 毎日決まった時間帯に学習する習慣を身に付ける。
- 自分の学力を高められるよう計画的にやり方を工夫して取り組む。
- 期日が定められた宿題は、見通しを立てて確実にやりきる。
- 自分の課題を克服したり、よさを伸ばしたりできるように主体的に取り組む。



(ウ)タブレットの利用

- 「関ヶ原中学校 タブレットの望ましい使い方に関わる同意書」に記載された内容を守って利用する。
- 貸してもらっているものであることをよく考え、大切に取り扱い、設定など勝手に変更しない。また、破損した場合、すぐに担任に申し出る。



(5) 施設・備品の利用

- 校舎、施設、校具備品などの公共物を大切に使用する。
- 故意・過失が明らかな場合は、「器物破損届」に記入、提出の上、弁償する。
- 特別教室、体育館などを授業等で利用する場合は、職員室で鍵を借り、「鍵貸し出し簿」に名前を記入する。使い終わったら確実に返却する。



(6) 私物

- 持ち物のすべてに分かりやすく記名する。
- 学校生活や学習に不要な金品は持ってこない。誤ってお金を持って来てしまった場合は担任に預かってもらう。（公衆電話で使う時の30円程度はよい。）
- 別に定める「学校に置いていってよい学習用具」を参考に、自分で考えて必要なものを持ち帰る。

- 携帯電話を学校に持ち込まない。また、電子手帳、電子辞書は持ってこない。
- 制汗剤、日焼け止め、リップクリームなどは持ってこない。特別な理由がある場合は、事前に担任に申し出て「申請書」を提出し、学校の許可を得る。また、申請するとよいかどうか分からない場合は、担任の先生に相談する。

(7) 貸し借り

- 生徒同士の学習用具の貸し借り、物品や金品の貸し借り、売買をしない。

(8) 下校

- 完全下校時刻を守るように努める。
- 下校途中に寄り道（買い物・友だちの家・ふれあいセンターなど）をしない。

(9) 部活動（平日：火・木）、地域クラブ（休日等）

- 入部届の提出によって部員となることができる。
- 特別な事情のある場合に限り「転部届」を提出し、転部をすることができる。
- 練習を欠席する場合は、部活動の場合は顧問の先生に、地域クラブの場合は担当者の方に、必ず連絡する。
- 服装を整え、自分の個性や特技を伸ばすように、上級生や下級生と協力し合って力いっぱい活動する。

(10) 保健室利用

- 急に体調を崩し授業を休む時は、担任の先生や教科担任の先生の許可を得る。利用時間は、原則として1日1時間とする。それ以後も不調が続く場合は、体調を整えるために早退する。
- 養護教諭が不在の場合は、職員室の先生に申し出る。
- 内服薬が必要な場合は、医師に処方されたものを家から持ってきて服用する。
- 心配事や悩み事がある時は、担任又は養護教諭に申し出て、話を聞いてもらうことができる。



(11) みどりの部屋利用

- 相談は、相談員の先生がいる昼休み、午後を原則とする。相談員の先生がいない場合は利用できない。

(12) 生徒昇降口の施錠

- 安全のため、8時に生徒昇降口を施錠する。
- 遅刻等で8時過ぎに登校したときは、正面玄関のインターホンを鳴らし、校舎内に入る。その後、登校したことを職員室の職員に申し出る。

2 服装・身だしなみ

関ヶ原中学校の生徒の一人として、集団生活を送るのにふさわしい身だしなみを、常に整えることを心がけましょう。

(1) 頭髪

- 中学生らしい髪型を心がける。
- 学習する時に、前髪や横髪がたれて目や頬にかからないようにする。また、運動時に支障がないようにする。
- 髪が長い場合、目立たない色のゴムを使用し、1つまたは2つにしぼる。
- その他、特別な事情がある場合は、学校に相談する。

(2) 制服・体操服

- 6月より9月までは夏服とし、10月より5月までは冬服とする。(移行期間を除く)
- 教室で行う授業は、制服又は体操服で受ける。ただし、技術家庭科・美術・体育などの授業は、活動内容に応じて判断する。その場合、制服はたたんでロッカーに入れる。
- 始業式、終業式、卒業式など儀式的行事に参加する場合は、制服着用を基本とする。

(ア)制服

《冬服》

- 黒の標準型学生服と学生ズボンを着用する。カラーを付ける学生服の場合は、白の標準襟カラーを着用する。
- ボタンの裏どめは元からついているプラスチックのものを用いる。
- 学生服の下には、白の体操服を着用し、それでも寒い場合は、その上に落ち着きのある色の服を着てもよい。
(ハイネックやタートルネック、大きなロゴ・絵の入ったものは着用しない。)
- ベルトは必ず着用し、色は黒の落ち着きのあるものを用いる。

- 濃紺のセーラー服で、襟に白線が一本ある指定のものと濃紺のスカートまたは、スラックス(紺、黒も可)を着用する。袖のホックは、必ずとめる。
- リボン濃紺の三角形のものを使用する。
- 寒い場合は、防寒着やストッキング・タイツを着用してもよい。

《夏服》

- 白カッターシャツまたは開襟シャツと黒の学生ズボンを着用する。
- シャツのすそは、ズボンの中に入れる。
- ズボンは、ベルトが腰になるように必ずしめる。
- 半袖または長袖の白、襟は紺に白線一本のセーラー服と濃紺のスカートまたは、スラックス(紺、黒も可)を着用する。

□スカートの長さは、膝頭がかくれる程度のものを着用する。

(イ) 体操服

□長袖、長ズボンは学校指定（学校名入り）の体操服を着用する。

□体操服の着用は、体育時、部活動時、掃除、作業をともなう授業の時に着用する。

《半袖シャツ》

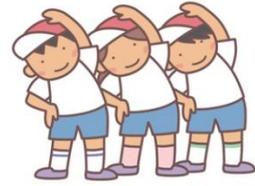
□学校指定の白の半袖シャツを着用する。

□シャツのすそは、ズボンの中に入れる。

《半ズボン》

□男子は学校指定の紺色の短パンまたはハーフパンツを着用する。

□女子は学校指定の紺色のハーフパンツを着用する。



(4) 防寒具

□防寒着、手袋、マフラー、ネックウォーマーは華美にならないものを着用する。

□耳あて（イヤーマフラー）は安全のため原則使用しない。

□ひざかけの使用は原則認めない。ただし、体調が良くない場合は担任に申し出て、学校の許可を得る。

(5) 名札

□名札は左胸に付ける。

(6) くつ下

□華美でないものを着用する。



(7) 通学くつ

□外での体育の授業等で使用できる活動しやすいものを用いる。

(8) 上履き

□体育館シューズを用いる。シューズのラインを濃紺、ひもの色を白とする。

(9) カバン

□学校指定の両肩かけ黒カバンを使用する。

(10) サブバッグ

□機能性が高く、華美にならないものを使用する。

(11) 傘

□降雪時、薄暮時などに自動車から発見できるよう、明るい色の物を使うとよい。

3 安全な登下校

(1) 通学

- 定められた指定の通学路を通り、寄り道をしない。(保険が適用されないことがある)
- 今須地区から通学する生徒は、町バスを利用する。
- 交通ルールを守る。
- 登下校時に事故や事件に巻き込まれた時は、近くの人に助けを求めるとともにすぐに学校に連絡する
- 危険箇所を見つけた場合は、保護者や学校に申し出る。

(2) 自転車通学

- 定められた区域(玉、緑ヶ丘、御祭田、笹尾、秋葉、池寺、大高、野上)から通学する生徒は自転車で通学してもよい。
 - ※区域外でも、特別な理由があれば保護者の申し出により認める場合がある。
- 自転車は、安全基準にあった通学用自転車を使用する。
 - ・防犯登録、保険加入を行う。
 - ・色は華美にならないものとする。
 - ・荷台のあるもので、両脚スタンドとする。
 - ・ドロップハンドル、マウンテンバイクは避ける。
 - ・安全に乗れるよう定期的に点検整備や修理をする。(ブレーキ・照明・施錠など)
- ヘルメットは、安全性の高いものを正しく着用する。
- カバン・荷物など(通学用カバンやサブバッグを肩にかけたまま乗ることがないよう)を荷台に固定する。(ひもが外れたり、荷物が落ちてしまったりすることがないよう、家庭でも荷物をきちんと荷台に付ける練習をしておくとうい。))
- 雨天時はカッパを着用する。または、徒歩で通学する。
 - 登校したら、カッパは自転車置き場に置かず、生徒昇降口に学年ごとに保管する。
 - *右側通行、傘さし運転、並進、2人乗り、無灯火は、全て道路交通法違反です。
- 自転車置き場は、割り当てられた置き場所に整頓して置き、必ず施錠する。
- 薄暮時や夜間は電灯を灯火する。
- ルールやマナーが守れない場合(他の生徒に悪影響を与えたり、重大なルール違反があったりした場合)は、自転車利用を禁止または停止することがある。
- 自転車通学者は、自転車総合保険に加入しておく。
- 学校から配付する許可シールを貼り、卒業と同時にはがす。
- 各自で安全点検を行い、安全証明を得る。

(3) 自転車を利用した登下校

- 休日、祝日、学年末・学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日において、地域クラブなどで登下校する場合に、自転車を利用してもよい。ただし、今須地区の生徒は、安全確保のため自転車を利用せず、町バスを利用する。

4 校外生活

様々な危険やトラブルに巻き込まれないように以下の点を守って生活する。

- 土日、祝日などの外出時には「行き先・帰宅時刻・誰と行くか」を家族に伝えて外出する。
- 校区外の大型店舗、ゲームコーナー、ゲームセンター、プリクラコーナー、カラオケ、ボウリング場、映画館、インターネットカフェ、マンガ喫茶などへは、トラブル回避の視点から、生徒だけで行かないようにする。（原則、保護者同伴）
- 喫煙、飲酒、シンナー吸引、万引き、無免許運転、窃盗（放置自転車、バイク）など法律に触れる行為をしたり、それらの誘いにのったりしないようにする。
- 夜間は、塾・習い事など保護者が許可する場合を除いて一人で外出しないようにする。
- 友人宅での無断外泊をしないようにする。
- 事件に巻き込まれそうなときは、近所の家や「子ども110番の家」に逃げ込むか、警察、学校にすぐ連絡する。
- スマホ・携帯・タブレット・ゲーム機・音楽プレーヤーなどインターネットを利用する場合には、利用の約束を守る。また、使用時間に注意する。
 - ・出会い系など、有害サイトへはアクセスしないようにする。
 - ・メールや掲示板への悪口・誹謗中傷・個人情報の書き込みなど絶対にしないようにする。

※ 中学生が自分の携帯電話を持つことは、トラブルにつながる危険性が高いことを十分に認識する。

★保護者の皆様へ

購入や利用については、保護者の皆様が責任をもってください。また、フィルタリングをかけること、家族で利用の約束を決めることをお願いします。

*悩み事や困った事があたら、まず、親子で相談する。

*休み中でも、学習や生活で困った事があれば、遠慮なく先生に相談する。

*事件や事故に巻き込まれたら、至急連絡をする。

通報は 関ヶ原交番 43-0002 垂井警察署 22-0110

連絡は 関ヶ原中学校 43-0054

学校携帯 070-1737-0336

*緊急の場合は110番

令和6年1月 改正